

朝日村生活支援商品券配付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた村民に対して、朝日村生活支援商品券（以下「商品券」という。）を配付し、消費の下支えを行うことを目的とする。

(事業主体)

第2条 商品券の発行元は、朝日村とする。

(配付対象者)

第3条 商品券を受け取ることができる者は、令和8年3月1日現在、朝日村の住民基本台帳に記録されている者とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 商品券が対価の弁済手段として使用される電気、ガス、食料品等(有価証券、前払式証票及びその他これらに類するものを除く。)の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 取扱店 朝日村内に事業所を有し、かつ、前号の取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業所として登録されたものをいう。
- (3) 換金 取扱店が、第1号の取引を行ったことにより受け取った商品券を、この要綱の規定に基づいて現金に換える行為をいう。

(商品券の額及び配付等)

第5条 商品券の額及び配付等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 商品券の額は、1人につき10,000円(500円券20枚綴り)分とする。
- (2) 商品券配付の方法は、世帯員の分をまとめて世帯主宛てに配付する。ただし、特別な事情があると村長が認めるときは、世帯分を分割して配付する場合がある。
- (3) 商品券の使用期間は、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。
- (4) 商品券の換金期間は、令和8年4月1日から令和8年10月31日までとする。

(業務委託)

第6条 事業の円滑な実施を図るため、次の各号の業務を朝日村商工会(以下「商工会」という。)に委託する。

- (1) 広報業務に関すること。
- (2) 商品券換金請求業務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める業務に関すること。

2 村長は、商工会が商品券の換金に必要な範囲において当該資金をあらかじめ

委託料として支出することができる。

(取扱店の登録申請等)

第7条 取扱店の登録を受けようとする者は、朝日村生活支援商品券取扱店登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の申請に基づき取扱店として登録した場合には、朝日村生活支援商品券取扱店登録証(様式第2号。以下「登録証」という。)を取扱店に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、朝日村原油価格・物価高騰対応商品券配付事業実施要綱(令和4年朝日村告示第156号)、朝日村地域活性化商品券配布事業実施要綱(令和4年朝日村告示第157号)又は朝日村物価高騰対応燃料等商品券配付事業実施要綱(令和4年朝日村告示第168号)、令和5年度朝日村村民生活応援券配付事業実施要綱(令和5年朝日村告示第40号)、令和5年度朝日村生活支援商品券配付事業実施要綱(令和6年朝日村告示第5号)、令和6年度朝日村重点支援商品券配付事業実施要綱(令和7年朝日村告示第7号)に規定する取扱店として登録を受けている者は、この要綱に規定する取扱店として登録されたものとみなす。

(取扱店の責務)

第8条 取扱店は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取扱店であることが住民に容易に分かるよう、取扱店の見えやすい場所に登録証を掲示すること。

(2) 取引を終えた商品券(以下「使用済商品券」という。)の裏面に、取扱店の名称を記入すること。

(3) 使用済商品券は、再使用しないこと。

(換金の請求)

第9条 取扱店は、使用済商品券を換金請求しようとするときは、商工会を通じて、朝日村生活支援商品券換金請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に使用済商品券を添えて村長へ提出しなければならない。

2 商工会は、使用済商品券を換金しようとするときは、取扱店から提出された請求書に必要事項を記入し、使用済商品券を添えて村長に委託料として請求するものとする。

3 村長は、前項の請求を受けたときは、内容を審査し、適正と認める場合は当該金額を商工会指定の口座へ振り込むものとする。

(商品券の保管等)

第10条 商品券の受取者及び取扱店(以下「受取者等」という。)は、自己の責任において、商品券を保管するものとする。

2 受取者等が商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、

受取者等がその責を負うものとし、村長は一切その責を負わないものとする。

(商品券使用対象外等)

第11条 商品券は、国及び地方公共団体等への支払には使用できないものとする。

2 商品券使用時の釣銭は、出さないものとする。

3 取扱店において使用を制限しているもの及び商品券並びにビール券等の換金性の高いものには使用できないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年1月14日から施行する。